

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和8年2月25日

山口県知事 村岡 嗣政

1 業務の概要

(1) 業務名

発達障害者コンサルテーション強化事業実施業務委託

(2) 業務内容

別紙「発達障害者コンサルテーション強化事業実施業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 本社又は支社、営業所等を山口県内に有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(5) この手続の開始の日から令和8年3月11日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 手続等

(1) 応募要領等の配布

令和8年2月25日（水）から令和8年3月3日（火）までの間、山口県健康福祉部障害者支援課のホームページに掲載するのでダウンロードして入手するものとする。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/291069.html>

(2) 配付資料

- ・仕様書
- ・応募要領
- ・参加申込書
- ・提案書
- ・質問書

(3) 仕様書に関する質疑

仕様書及び応募要領に関する質問は、令和8年3月3日（火）正午まで受け付ける。

4 提案書等の提出手続き

- (1) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便）
- (2) 提出場所 山口県健康福祉部障害者支援課
- (3) 提出期限 令和8年3月11日（水）午後4時まで（必着）

5 審査

審査は、発達障害者コンサルテーション強化事業実施業務審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

6 その他

- (1) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (2) 提出された提案書は返却しない。

7 問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部障害者支援課 在宅福祉推進班 担当：上野

電話 083-933-2764

FAX 083-933-2779

メール a14100@pref.yamaguchi.lg.jp